

保険料(掛金)や年金額の算定基準が標準報酬になります



現在の地方公務員共済においては、保険料(掛金)及び年金額の算定には基本給に法令で定められた手当率1.25を乗じて算定する手当率制がとられています。これを厚生年金と同様の標準報酬制に移行し、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額を算定基礎額として保険料(掛金)や年金額を算定します。

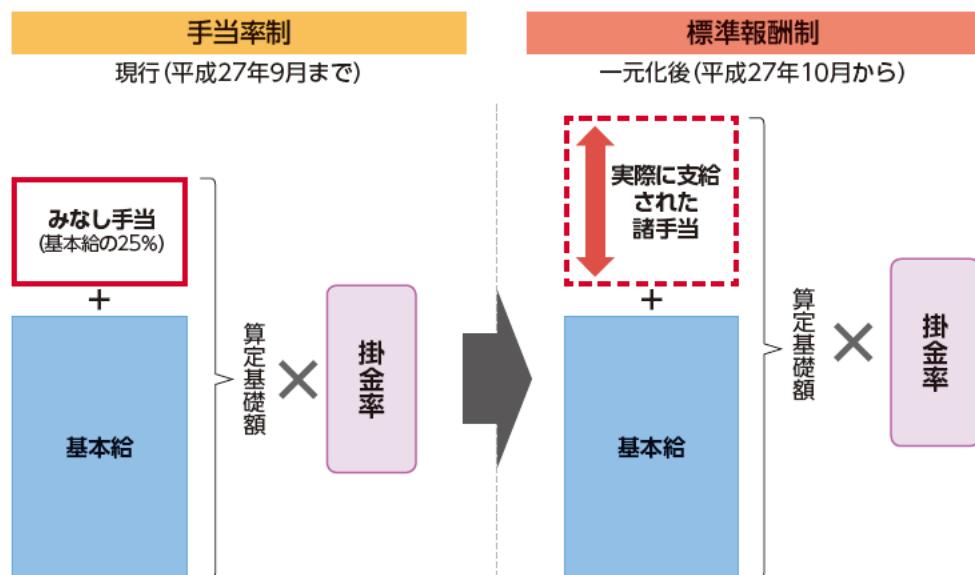


「手当率制」から「標準報酬制」へ

手当率制では、保険料(掛金)は「基本給」と「みなし手当(諸手当に相当する額)」を合算した額に保険料率(掛金率)を乗じて計算します。実際に支給された手当額が多い人も少ない人も、一律に基本給の25%を手当額とみなして計算するよう法令で定められています。これは、全ての地方公務員の基本給に対する手当の割合の平均が25%であるためです。

一方、標準報酬制では実際に支給された基本給及び諸手当などを基に保険料(掛金)の算定基礎額を決め、保険料(掛金)を算定します。手当には、地域手当、扶養手当、通勤手当…と様々な種類がありますので、基本給が同じ額でも保険料(掛金)が一人ひとり違ってくることになります。

図表8 手当率制から標準報酬制へ



一元化 Q & A

Q 勤務する場所や家族構成によって手当の額が異なりますが、標準報酬制になると保険料(掛金)はどうなるのですか？

A 今までと同じ基本給であれば同じ保険料(掛金)でした。標準報酬制になると、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額を基に保険料(掛金)を算定します。したがって、諸手当が多い人は標準報酬月額が高くなり、保険料(掛金)も多くなります。なお、高くなった標準報酬月額は将来の年金額に反映されます。

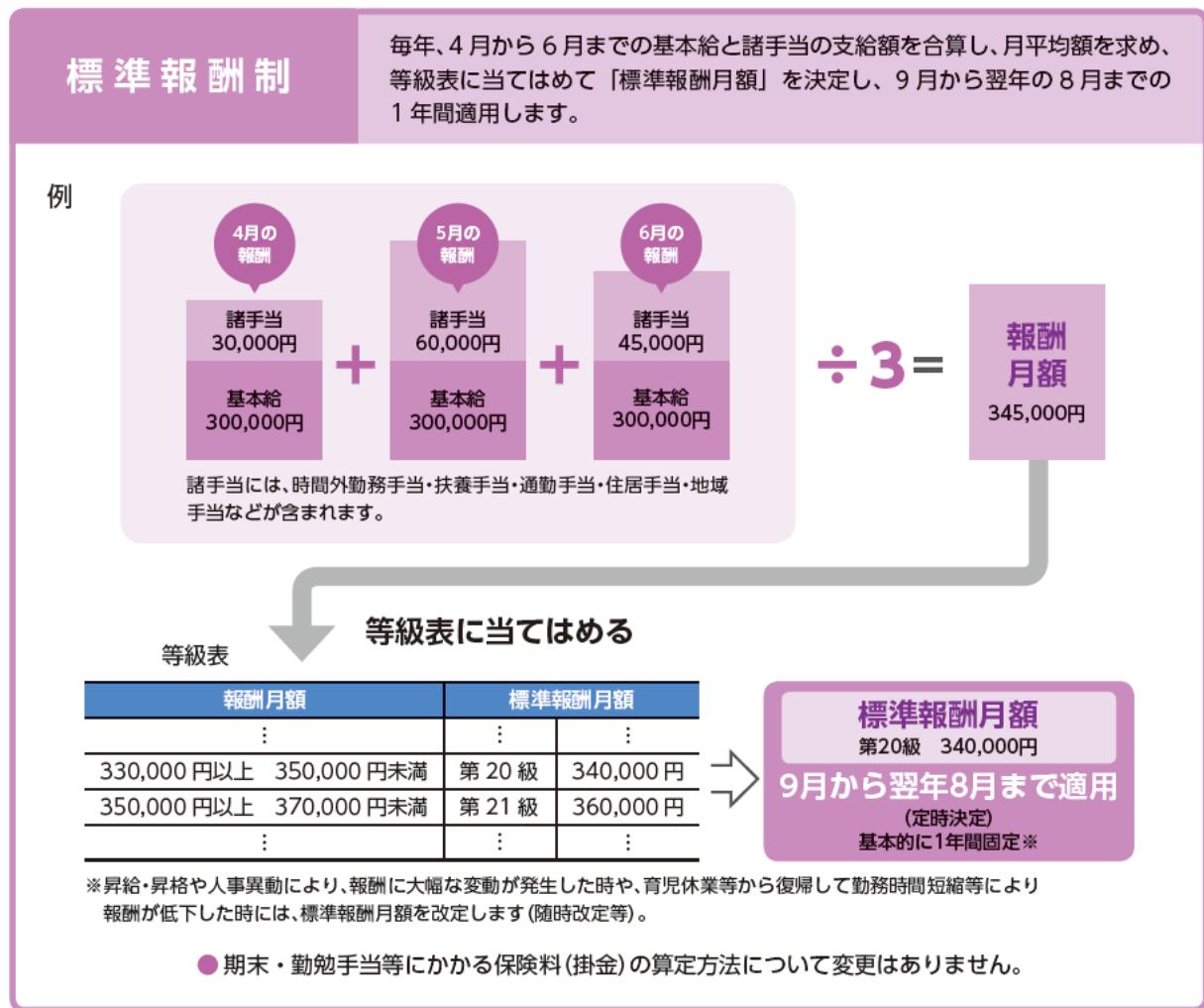
標準報酬制の仕組み



標準報酬制とは原則として、年1回、毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を決定し、この額をその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額

とし、保険料等の算定基礎とする仕組みです。また、期末手当等の額を基に「標準期末手当等の額」を決定します。

図表9 標準報酬制



- 次の項目についても「手当率制」から「標準報酬制」に変わります。

短期給付の算定基礎額

- ・傷病手当金(附加金含む)
- ・出産手当金
- ・休業手当金
- ・育児休業手当金
- ・介護休業手当金
- ・弔慰金(家族弔慰金含む)
- ・災害見舞金

年金額の基となる 毎月の給料記録

報酬の範囲



標準報酬月額

標準報酬月額の算定の基礎となるのが報酬月額です。報酬月額に含まれる報酬の範囲は原則として、基本給及び諸手当等の全てです。また、現金以外にも通勤手当に相当するものとして支給される定期券などの現物給与も報酬に含まれます。ただし、期末手当等は報酬月額には含まれません。

標準期末手当等

標準期末手当等の額の算定基礎となるのが、期末手当等の額です。臨時に受けるものや3ヶ月を超える期間ごとに受ける期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当等が含まれます(年3回以下で支給されるもの)。

图表 10 報酬の分類(例)

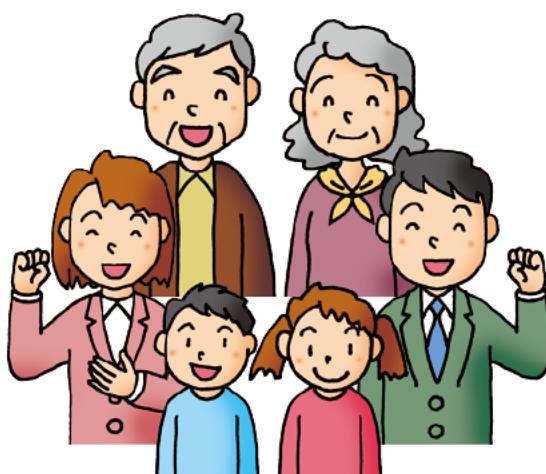
● 固定的給与

基本給(給料表の給料月額)・給料の調整額・教職調整額・給料の特別調整額(管理職手当)・初任給調整手当・扶養手当・地域手当・特地勤務手当・へき地手当・広域異動手当・住居手当・単身赴任手当・義務教育等教員特別手当・定時制通信教育手当・産業教育手当・農林漁業普及指導手当・通勤手当 など

● 非固定的給与

特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿泊直手当・管理職員特別勤務手当・寒冷地手当 など

※出張旅費等の実費、年金、共済組合からの給付金等の労務の対象とされないものは、報酬には含まれません。



標準報酬の決定と改定



標準報酬の決定と改定には、次のものがあります。

図表11 標準報酬の決定・改定の種類

種類	対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得時の報酬	資格取得時
定時決定	7月1日現在の組合員	4月、5月、6月の報酬の平均	9月
随時改定	報酬の額が著しく変動した組合員	固定的給与に変動があった月以後の3ヶ月間の報酬の平均	固定的給与に変動があった月から4ヶ月目
育児休業等終了時改定	育児休業等を終了した組合員	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヶ月目
産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した組合員	産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	産前産後休業終了日の翌日が属する月から4ヶ月目

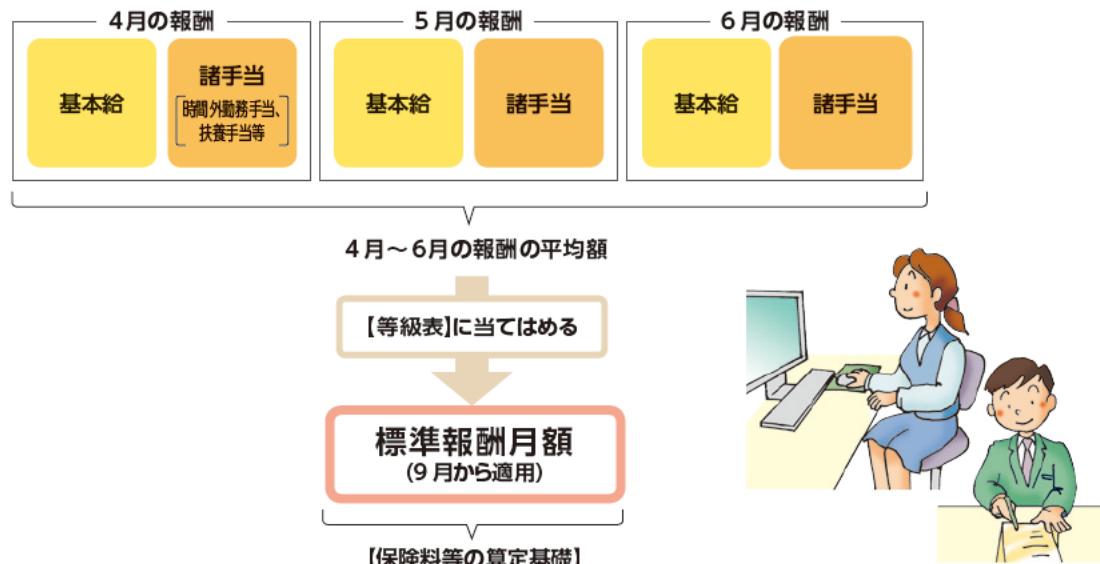
資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定します。決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日からその年の8月(6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の8月)まで適用されます。

定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、現に組合員である者の4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月までの適用になります。

図表12 標準報酬の決定(定時決定)



※経過措置として、制度開始時の平成27年10月～平成28年8月は、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。

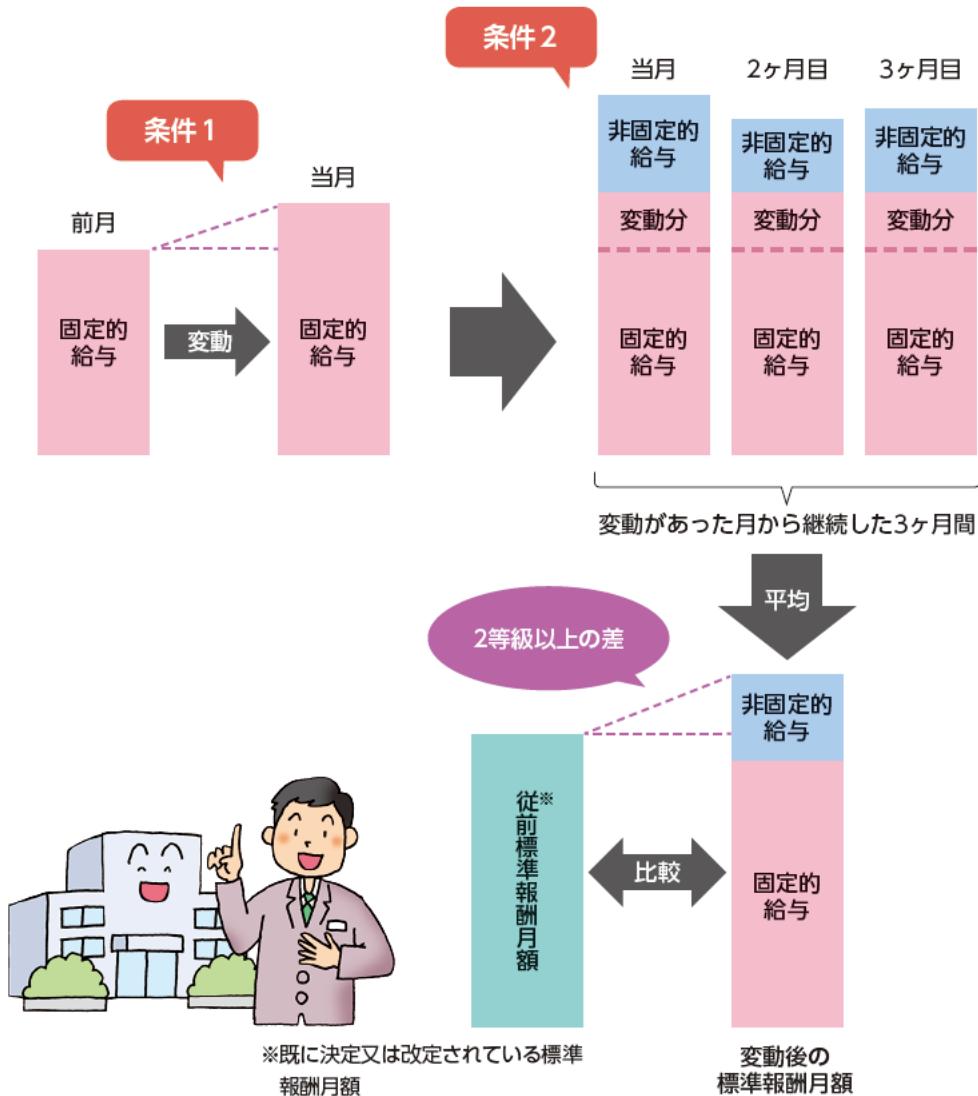
随时改定

標準報酬月額は原則として毎年行われる定期決定により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との間に隔たり

が生じることになります。このような隔たりを解消するために標準報酬月額を改定します。

具体的には、固定的給与に変動があり、既に決定又は改定されている標準報酬月額の等級と、変動後(3ヶ月間)の報酬で算定した標準報酬月額の等級に2等級以上の差がある場合、変動後4ヶ月目から改定します。

図表 13 随時改定



育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。職場復帰後の勤務形態が「育児短時間勤務」や「部分休業」等により報酬が低下した場合に行われる改定です。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員で休業前より報酬が下がった方が、産前産後休業終了日に産前産後休業に係る子を養育する場合に組合に申出をしたときに改定されるものです。

具体的には、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

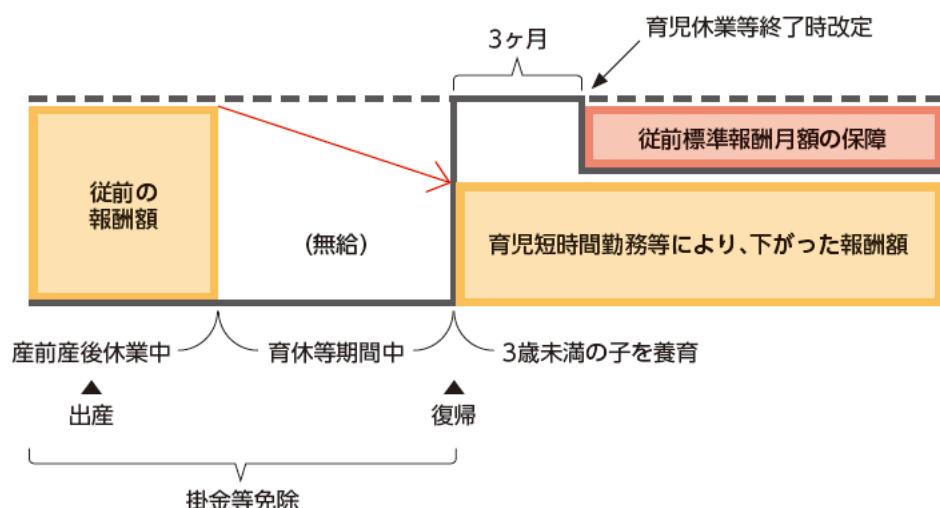
◆ 3歳未満の子を養育している期間の特例

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合に、共済組合に申出をしたときは、年金額が養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより、将来の厚生年金保険給付や年金払い退職給付が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

図表14 育児休業、産前産後休業に係る標準報酬

—— 掛金等を算定するときの標準報酬月額
- - - 年金額を計算するときの標準報酬月額



図表 15 標準報酬等級表

標準報酬			月額	報酬月額		1等級 格差		
等級		長期給付 厚生年金 年金払い 退職給付		報酬月額				
短期給付	1	2		3	4			
			円	円以上	円未満	円		
1	1	1	98,000	～	101,000			
2	2	2	104,000	101,000	～	107,000		
3	3	3	110,000	107,000	～	114,000		
4	4	4	118,000	114,000	～	122,000		
5	5	5	126,000	122,000	～	130,000		
6	6	6	134,000	130,000	～	138,000		
7	7	7	142,000	138,000	～	146,000		
8	8	8	150,000	146,000	～	155,000		
9	9	9	160,000	155,000	～	165,000		
10	10	10	170,000	165,000	～	175,000		
11	11	11	180,000	175,000	～	185,000		
12	12	12	190,000	185,000	～	195,000		
13	13	13	200,000	195,000	～	210,000		
14	14	14	220,000	210,000	～	230,000		
15	15	15	240,000	230,000	～	250,000		
16	16	16	260,000	250,000	～	270,000		
17	17	17	280,000	270,000	～	290,000		
18	18	18	300,000	290,000	～	310,000		
19	19	19	320,000	310,000	～	330,000		
20	20	20	340,000	330,000	～	350,000		
21	21	21	360,000	350,000	～	370,000		
22	22	22	380,000	370,000	～	395,000		
23	23	23	410,000	395,000	～	425,000		
24	24	24	440,000	425,000	～	455,000		
25	25	25	470,000	455,000	～	485,000		
26	26	26	500,000	485,000	～	515,000		
27	27	27	530,000	515,000	～	545,000		
28	28	28	560,000	545,000	～	575,000		
29	29	29	590,000	575,000	～	605,000		
30	30	30	620,000	605,000	～	635,000		
31			650,000	635,000	～	665,000		
32			680,000	665,000	～	695,000		
33			710,000	695,000	～	730,000		
34			750,000	730,000	～	770,000		
35			790,000	770,000	～	810,000		
36			830,000	810,000	～	855,000		
37			880,000	855,000	～	905,000		
38			930,000	905,000	～	955,000		
39			980,000	955,000	～	1,005,000		
40			1,030,000	1,005,000	～	1,055,000		
41			1,090,000	1,055,000	～	1,115,000		
42			1,150,000	1,115,000	～	1,175,000		
43			1,210,000	1,175,000	～	60,000		

※標準報酬月額の各等級に対応する「標準報酬日額」は標準報酬月額の22分の1に相当する金額です。